

第4回動物看護職制度在り方検討委員会 (小動物臨床部会個別委員会)議事概要

I 日 時 平成23年7月26日(火) 13:30 ~ 16:30

II 場 所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員】	太田光明	日本動物看護職協会会長 (麻布大学獣医学部教授)
	大橋文人	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授
	会亀昭夫	全日本獣医師協同組合理事長 (会亀動物病院院長)
	小嶋佳彦	新潟県獣医師会理事 (小島動物病院アニマルウェルネスセンター院長)
	桜井富士朗	日本動物看護学会理事長 (帝京科学大学生命環境学部教授)
	下菌恵子	全国動物教育協議会会長 (シモンノ学園理事長)
	石川允朗	日本小動物獣医師会事務局長 (生子哲男日本小動物獣医師会副会長代理)
	西原眞杉	日本獣医学会理事長 (東京大学大学院農学生命科学研究科教授)
	原 大二郎	日本動物病院福祉協会副会長 (獣徳会動物医療センター院長)
	福所秋雄	全国動物保健看護系大学協会会長 (日本獣医生命科学大学教授)
	細井戸大成	日本獣医師会理事 (小動物臨床部会長)
	山崎 薫	日本動物衛生看護師協会会長 (ヤマザキ学園理事長)
	横田淳子	日本動物看護職協会副会長 (横田動物病院)
【欠席委員】	太田 亟 慈	犬山動物総合医療センター院長
	高橋 徹	北海道獣医師会副会長 (高橋動物病院院長)
【農林水産省】	佐々木 勝 憲	消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐 (小動物獣医療担当)
【本 会】	山根 義 久	(会長)
	近藤 信 雄	(副会長)
	矢ヶ崎 忠 夫	(専務理事) ほか

IV 議 事

- 1 職域別部会の運営等 (説明)
- 2 委員長・副委員長の選任 (協議)
- 3 前期委員会における検討の経過等 (説明)

- 4 今期委員会の検討テーマ
- 5 協議・検討事項
 - (1) 動物看護師統一認定機構の設置と統一試験・認定の実施に向けて
 - (2) その他

V 会議概要

- (1) 会議の冒頭、山根会長から挨拶があった。概要は次のとおり。

ご多忙中のご足労に感謝申し上げます。社会情勢が非常に厳しい中、被災動物の救護については、関係各位に多大な協力をいただいた。特に伴侶動物の救援については、シェルターの立ち上げ等、ゆっくりではあるが、やっと方向性が見えてきたところである。本委員会は、動物看護職協会に対する支援の意味合いもあり、そうそうたるメンバーの各委員におかれては、心新たに方向性を定めて行かれることをよろしく願いたい。

- (2) 事務局から、新委員の紹介、委員の出欠の報告と、佐々木農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐が紹介された。

1 職域別部会の運営等（説明）

資料に基づき、事務局から、職域別部会の運営等について説明された。

2 委員長・副委員長の選任（協議）

細井戸大成委員が委員長に、高橋徹委員が副委員長に全会一致で選任された。

3 前期委員会における検討の経過等（説明）

資料に基づき、事務局から、第3回動物看護職制度在り方検討委員会における検討結果について説明された。

議事録内（資料P17、2（1）ウ）の「3月末の理事会においては、役員改選を行い組織体制を整備する」を「3月末の理事会・総会においては、役員改選を含む組織体制を整備する」へ修正することとされた。

4 今期委員会の検討テーマ

資料に基づき、委員長から、今期委員会の検討テーマについて説明された。

5 協議・検討事項

- (1) 動物看護師統一認定機構の設置と統一試験・認定の実施に向けて

ア 動物看護師統一認定機構設立趣意書（案）

資料に基づき、事務局から、動物看護師統一認定機構設立趣意書が読み上げられ、委員により検討された。

数か所の文言修正・確認をした上で、機構設立時には代表発起人名にて、この案どおり施行することとして、委員長により取りまとめられた。

イ 声明文「チーム獣医療提供体制の整備に向けて」

資料に基づき、委員長から、声明文について説明された後、引き続き各団体についての広報をお願いすることとされた。

ウ 認定動物看護師全国统一試験・認定に係る工程表

資料に基づき、事務局から、工程表について説明された後、委員長より、円滑な遂行について協力をお願いすることとされた。

エ 動物看護師統一認定機構規約（案）

資料に基づき、事務局から、動物看護師統一認定機構規約（案）について説明された後、委員により検討された。

(ア) 機構の事務局について

機構の事務局は動物看護職協会におかれること、機構独自の事務局をおくことは不効率、不経済であるため検討しないこと、日本獣医師会をはじめ委員の所属する各団体等は動物看護職協会を全面支援することが確認された。太田会長から総会における役員改選等、事務局設置準備に係る状況が報告された。

(イ) 人の医療関係の認定団体について

厚労省の管轄する人の医療に係る資格認定団体における規約を参考にすることとし、内容を確認することとされた。

この動物看護師統一認定機構規約（案）について、第2条（事務所）は「事務局を動物看護職協会に置く」とすることとし、概ね了承されたものとして、委員長から確認を得た。

(2) その他

ア 機構の設立時期と準備会について

(ア) 機構は9月吉日における設立を目指すこととする。

(イ) 特に、受験資格、試験基準、負担金の目安、機構長の選出については、迅速な決定が必要とされている。

(ウ) 機構の設立準備会（以下、「準備会」という。）を設置し、動物看護職統一試験協議会においてすでに上がってきている問題点の整理や、機構長の検討等を行うこととされた。準備会は、細井戸委員長、太田委員、桜井委員を中心に、有志の委員によって開催されることとされた。

イ 受験資格について

(ア) 受験資格は、認定者の質を決定する重要事項ではあるが、予算化や試験準備における様々な決定事項に直結するため、最初に議論する必要がある。

(イ) 協議会の受験資格を参考として考えることとしたい。

(ウ) 移行期間を設け、専門校卒の学生や、専門教育を受けていない現職が受験に参加

できるよう、検討する必要がある。

ウ 現職の動物看護師の認定について

- (ア) 現職の動物看護師が、改めて、または新たに、受験しなければいけないということは彼らにとって困難な話である。他の新規資格試験についても、新規施行時には現職は無試験で認定されるのが通常である。
- (イ) 動物看護職協会のアンケートによると、現職の1/3は受験を希望、1/3は代替法を希望、1/3はどちらも希望していない。
- (ウ) 現職の取り扱いについては、動物看護職協会から、本委員会に、現職の要望を取りまとめて持ち込んでいただきたい。

エ 公的資格化について

- (ア) 機構は将来の公的資格化を視野に入れながら統一試験・認定を進めていく。
- (イ) 公的資格としての受験資格は、将来は大学は4年、専門学校は3年卒としたい。また、2年制の専門学校や専門校の卒業生に受験を認めることは難しいと思われる。

VI まとめ

- (1) 細井戸委員長から以下のとおりまとめられた。

8月中に何度か準備会を開催し、9月には設立総会が開けるよう、準備を進めていきたい。準備会の担当は、細井戸委員長、太田委員、桜井委員とするが、他にも名乗りをあげられる委員は申し出ていただきたい。準備会における決定事項は随時、委員各位に情報提供していくが、機構長の選任などはある程度準備会に一任をお願いしたい。

- (2) 会議の最後に、近藤副会長から、以下のとおり挨拶が行われた。

委員各位における熱い議論に感謝申しあげる。内容は緊迫しているが、大きく固めて日本の獣医療の在り方を決定づけられるよう、今後ともこの検討会での議論に期待していきたい。

参 考

※試験の受験資格 委員長案 (2010/10/6)

次のいずれかの要件に適合する者とする。

- ア 専門学校（2年制以上）の動物看護職に関する養成課程を修了又はその見込みの者
- イ 大学において動物看護職に関する養成課程を2年以上履修又はその見込みの者
- ウ 「5団体」等による動物看護職に関する認定を現に有する者

※ 受験資格 動物看護職統一試験 (2012/2/19)

1. 学校教育法の定める専修学校において、2年以上の動物看護学を基幹とする専門課程（但し修了者が専門士と称することができる専門課程）を修了見込みの者および修了者
2. 学校教育法の定める短期大学において、一定の動物看護学を履修した卒業見込みの者および既卒者
3. 学校教育法の定める大学において、一定の動物看護学を履修し、大学4年次へ進級予定の者または卒業見込みの者および既卒者
4. その他、上記資格に相当すると動物看護職統一試験協議会が認めた者（学校教育法の定める高等学校を卒業し、動物看護師としての実務経験を2年間以上有する者 等）